

募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針



平成 18 年 6 月 13 日 制定
平成 25 年 6 月 19 日 改訂
極東証券株式会社

1. 当社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第 1 条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）若しくは売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客さまへの配分において、お客さまの多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切且つ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客さまの需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客さまへの配分を行います。なお、機関投資家のお客さまにつきましては、需要への参加状況などを考慮のうえ、適切な配分に心がけております。

(1) 新規公開株の場合

新規公開株の個人のお客さまへの配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として一定割合について抽選により配分先を決定いたします。

新規公開株の抽選は、次の要領で行います。

- ① 抽選は、当社に既にお取引口座をお持ちの個人のお客さまで、ブックビルディング期間中に当社に行われた需要申告又は配分の申込みを対象に、抽選日（発行価格決定日の午後 5 時以降）に当社が行います。この場合、当社が配分する数量のうち、個人のお客さまへの配分予定数量の 10% を当該抽選に付す事といたします。なお、出来るだけ多くのお客さまに配分が行われるよう、お一人のお客さまへの当選数量の上限は 1 単位とさせていただきます。

なお、当社は、お客さまとの直接対話を基本としたコンサルティング営業を行っておりますので、新たにお取引口座を開設されるお客さまについては、投資に関する情報並びに適合性の原則等を総合的に判断し、需要申告又は配分の申込みをお断りすることがあります。

- ② 抽選に当たっては、抽選対象となる需要申告及び配分の申込み番号（乱数）を付し、その番号を対象に抽選を行います。
- ③ 抽選の結果、当選しなかった場合で（2）の基準に合致しないお客さまは、原則として当該申込みの効力はなくなったものとみなします。
- ④ 抽選に当選されたお客さまには、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨及び払い込みの要領を電話又は電子メールでお知らせいたします。当選されなかったお客さまには、その旨のご連絡はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ⑤ 抽選は、次に掲げるような場合には、その割合を引き下げること又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することがございますので、あらかじめご了承ください。

イ ブックビルディングの需要が積み上がらない場合

ロ 抽選の申込み数量が当社における抽選数量に満たない場合

ハ 抽選を行う数量が 5 単元に満たない場合

- (2) 新規公開株の抽選によらない配分につきましては、抽選の結果の有無にかかわらず、お客さまのニーズを的確に勘案したうえで、次の基準に合致するお客さまによる申込みを中心に配分することとしています。

- ①投資経験が十分あり、新規公開株のリスクを理解できるお客さま。
- ②当社の対面営業をご理解していただけるお客さま。
- ③預り資産が経常的に3百万円以上見込めるお客さま。

(3) 新規公開株以外の場合

株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分及び個人のお客さま以外のお客さまへの配分(以下、「その他の配分」といいます。)につきましては、お客さまのニーズを的確に勘案した上で、上記(2)の基準に合致するお客さまによる申込みを中心に配分することとしています。なお、増資公表後新株等の発行価格決定までの間に空売りを行ったお客様には配分を行いませんので、あらかじめご了承下さい。

4. 当社は、新規公開株の過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、以下に掲げる基準を設け、配分を行うこととしております。
 - ①年間配分回数は、一人当たり6回以内とする。(暦年ベース)
 - ②抽選によらない方法による配分の一人当たりの配分数量の平均は、抽選による一人当たりの配分数量の平均の10倍程度に留める。尚、民営化及び政府放出に係る銘柄等についての大量の新規公開株式の場合は上記の基準に限らない配分をすることがあります。
5. 配分先は、原則としてブックビルディングに需要申告又は配分の申込みをなされたお客さまの中から決定いたします。但し、お客さまから需要申告又は配分の申込みがなされた数量が、当社の配分予定数量に満たない場合又は当社配分に対してお客様からの辞退が生じた場合には、需要申告又は配分の申込みされていないお客さまにも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。
6. 需要申告又は配分の申込みは、お取引店舗において対面又はお電話で受け付けます。
7. 需要申告又は配分の申込みの受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、これら需要申告又は配分の申込みの受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込期間終了までの間、営業部店の店頭においてお知らせいたします。
8. 個別の事案において、6. までにお示しした内容と異なる方針でブックビルディング又は配分を行う場合は、その変更の理由とともに、7. に併せてお知らせいたします。
9. 当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②当社の役職員、③当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平を生じせしめる者、④暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑤新規公開株の配分において同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。なお、需要申告又は配分の申込みがこれらに該当するお客さまからのものであることが判明した場合、そ

の申告はお受けいたしません。

10. 株券等を配分した先のお客さま（個人を除きます。）の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客さまの名称及びそのお客さまに配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、株券等の発行会社に提供いたします。
11. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。

商号等：極東証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第65号
加入協会：日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会